

2 訓練実施要綱

(1) 県企画訓練分

令和7年度青森県原子力防災訓練（住民防護措置訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害発生時の防護措置の一つである屋内退避について、放射線防護対策施設や指定避難所での実施を通じ、住民の防災知識の普及と意識の高揚並びに防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

令和7年11月13日（木）08:30～13:00

3. 実施場所

- (1) 老部地区放射線防護対策施設（PAZ内の避難行動要支援者の屋内退避施設）
- (2) 東通村体育館（UPZ内の指定避難所）

4. 訓練想定

- (1) 老部地区放射線防護対策施設（PAZ内の避難行動要支援者の屋内退避施設）

施設敷地緊急事態に至った後、国からの指示に基づき、PAZ内の避難等の実施により健康リスクが高まる者（以下「避難高リスク者」という。）及び支援者は、搬送等の避難態勢が整うまでの間、放射線防護対策施設において屋内退避を実施することになった。

（スキップ後）事態が進展し、全面緊急事態に至った後、東通原子力発電所から放射性物質が放出された状況下で、放射線防護対策施設における屋内退避を継続することとなった。

- (2) 東通村体育館（UPZ内の指定避難所）

全面緊急事態に至った後、国の指示に基づき、UPZ内住民は、自宅等において屋内退避を実施することとなった。一部の地域住民は、地震等の影響により自宅が損壊し自宅での屋内退避が実施できないため、村内の指定避難所において屋内退避を実施することとなった。

5. 訓練項目

- (1) 老部地区放射線防護対策施設の開設及び運営

<放射性物質放出前を想定>

① 放射線防護対策施設の設営手順の確認

・住民受入れのため、東通村職員及び住民による放射線防護対策施設の設営を行う。

② 避難高リスク者及び支援者の受付及び居住スペースへの誘導に係る手順等の確認

- ・福祉車両等により搬送されてくる住民の降車場所に要員を配置し、運転手や支援者等と連携して、避難高リスク者を降車させ、施設内の受付に誘導する。
- ・受付完了後、住民の状態に応じて1階又は2階の居住エリアに誘導する。

③ 陽圧化装置の起動及びエアロックの稼働に係る手順の確認

・東通村職員が不在時においても住民が自ら施設内の陽圧化装置の起動及びエアロックの稼働ができるよう、住民に対して機器類の操作方法を周知する。

＜放射性物質放出後を想定＞

④ 放射性物質放出後の環境下での物資搬送・受入手順等の確認

※詳細は、物資・搬送訓練実施要綱に記載

⑤ 屋内退避中に体調を崩した避難高リスク者の搬送手順等の確認

※詳細は、傷病者搬送訓練実施要綱に記載

(2) 複合災害を想定した指定避難所（東通村体育館）の開設及び運営

＜放射性物質放出前を想定＞

① 東通村職員等による指定避難所の設営手順の確認

・住民受入れのため、東通村職員等による避難所の設営を行う。

② 住民の受付及び居住スペースへの搬送・誘導に係る手順等の確認

・住民の降車場所に要員を配置し、避難所内スタッフと連携し、受付に誘導する。

・受付を終えた住民を、居住エリアに誘導する。

＜避難所運営体験、住民向け講習会＞

③ 避難所運営体験

・住民を対象に、特定非営利活動法人青森県防災士会の指導のもと、段ボールベッドの組み立て等に係る講習を実施する。

④ 可搬型陽圧防護テントの展張及び内部見学

・放射線防護対策施設における陽圧化のバックアップや、放射線防護対策工事（建物の気密化及び外気の浄化装置や陽圧化装置の設置等）を行っていない施設における内部被ばく防止対策として使用可能な可搬型陽圧防護テントを設置する。

⑤ 通信事業者による展示並びに衛星通信端末及び Wi-Fi スポットの設置及び運用方法の説明

※詳細は、衛星通信設備設置・運用訓練に記載

⑥ 住民向け講習会

・原子力防災に係る講習会、青森県防災士会による防災講話を実施する。

6. 参加機関

東通村、六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町、弘前市、五所川原市、黒石市、平内町、地域住民（東通村民、むつ市民、青森大学むつキャンパス）、陸上自衛隊第9師団、下北地域広域行政事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、特定非営利活動法人青森県防災士会、公益社団法人青森県バス協会、三菱重工業株式会社、再処理機器株式会社、増田空調株式会社、株式会社NTTドコモビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ドコモCS東北、NTT東日本株式会社、KDDI株式会社、株式会社千代田テクノル、公益社団法人青森県バス協会、青森県

令和7年度青森県原子力防災訓練（住民への情報伝達訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害が発生したことを想定し、住民に対する情報伝達方法の確認及び習熟を図り、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を目指す。

2. 訓練日時

令和7年11月13日（木）08：30～12：00

3. 実施場所

東通村内

4. 訓練想定

原子力災害が発生し、PAZ圏内、さらに30km圏内に避難及び屋内退避指示が出されたことを想定する。

5. 訓練項目

防災行政用無線、IP告知端末、車両による巡回広報、エリアメール、東通村公式LINE、Yahoo!防災速報アプリ等を用いて、住民等に対する情報伝達を実施する。

6. 参加機関

東通村、東通消防署、東通村消防団、青森県

令和7年度青森県原子力防災訓練（P A Z住民避難に係る交通対策訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

東北電力株式会社東通原子力発電所における原子力災害が発生し、全面緊急事態に至った場合、放射性物質放出前にP A Z内住民は避難を、U P Z内住民は屋内退避を行うこととなる。P A Z内の住民による広域避難時に、U P Z内の一部の住民が自主避難を行った場合、避難経路の渋滞が発生し、渋滞中の被ばく、交通事故の発生リスクが増す等、様々な危険が伴うこととなる。「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」（平成27年度作成）に基づき、P A Z及びU P Z内の住民の車両による避難を円滑に行うため、住民広報に加えて、交通対策を実施し、その手順及び実効性を検証する。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 10:00～11:30

3. 実施場所

東通村砂子又地区内

4. 訓練想定

全面緊急事態に至り、P A Z内の住民に避難、U P Z内の住民に屋内退避の指示が出された。P A Z内の住民の避難時に、U P Z内の一部の住民による自主避難が想定されることから、P A Z及びU P Z内の住民の車両による避難を円滑に行うため「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」に定める地点において、住民広報に加えて交通対策を実施する。

5. 訓練項目

(1) 交通誘導対策

- ・P A Z及びU P Z内の住民の車両による避難を円滑に行うため、「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の考え方」に定める交通規制箇所に警察官等を配置し、避難車両の誘導を行う。

(2) P A Z住民避難に係る交通規制方法の実証試験

- ・P A Z及びU P Z内の住民の車両が混在して避難を実施している状況下で、片側一車線道路を交通規制により一方通行化し、一車線をP A Z住民の優先通行道路に、残りの車線をU P Z住民の通行道路に設定し、P A Z住民の避難円滑化を図る。

(3) 交通広報設置

- ・原子力防災訓練中である旨、また、P A Z住民の優先通行のための交通規制に係る伝達事項について、看板等を活用した広報を実施する。

6. 参加機関

青森県警察（警察本部、むつ警察署）、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、青森県

住民避難に係る交通対策訓練のイメージ①

東通村体育館
(ヨウ素剤緊急配布場所)

UPZ住民(砂子又里地区、蒲野沢地区、桑原地区、計334世帯)の一部が避難を開始

- 交通対策訓練の想定
- ・全面緊急事態に至り、PAZ(原発5km以内)住民が青森市への避難を開始。UPZ(原発5km~30kmの範囲)住民には屋内退避を呼びかけ。
 - ・小田野沢地区住民(376世帯)は国道338号線を通って青森市方面に避難。小田野沢地区住民に対してはヨウ素剤を配布しているが、6割の住民がヨウ素剤を受領していないことから、東通村体育館でヨウ素剤を受領した後に青森市方面に避難することを想定。
 - ・砂子又里地区、蒲野沢地区、桑原地区住民(計334世帯)の一部も避難を開始することを想定。

交通規制範囲
【実証試験】

東通村中学校

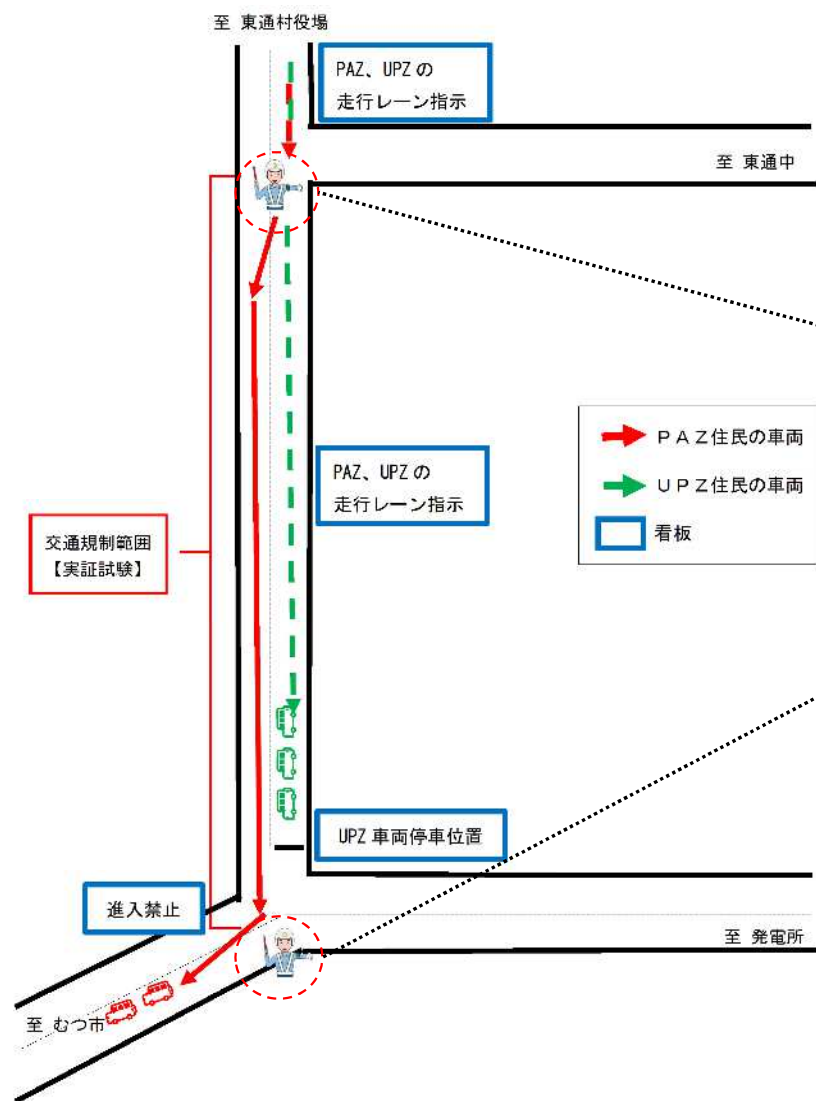
訓練実施場所

国道338号線

PAZ住民(小田野沢地区376世帯)の避難経路
※ヨウ素剤を受領していない住民

PAZ住民(小田野沢地区376世帯)の避難経路
※ヨウ素剤受領済みの住民

住民避難に係る交通対策訓練のイメージ②



交通対策箇所①

- PAZ車両とUPZ車両を仕分け
 - ※PAZ車両には認識票を掲示
- PAZ車両は、優先通行レーン（右側レーン）に誘導
- UPZ車両は、左側レーンに誘導
 - ※走行レーンを示す看板設置

交通対策箇所②

- PAZ車両を優先的に国道338号線に誘導
- UPZ車両については、車両止めにより一時停止を求め、PAZ車両がない場合に通行してもらうよう誘導

【参考】PAZ住民の避難経路図
(県作成「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」抜すい)



令和7年度青森県原子力防災訓練（衛星通信設備等設置・運用訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害時の屋内退避施設における通信手段を確保するため、衛星通信設備により Wi-Fi 環境を整備し、機器等の使用方法について住民に周知する。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 09:00～12:00

3. 実施場所

東通村体育館（UPZ内の指定避難所）

4. 訓練想定

自然災害等の影響で施設内の通信が途絶したことを踏まえ、関係機関との情報共有及び施設利用者の避難環境改善を目的として、国の要請に基づき、通信事業者が、屋内退避施設等の通信環境を復旧することになった。

5. 訓練項目

（1）衛星通信設備等設置・運用

- ・通信事業者は、衛星通信設備を設置するとともに、避難所の共用スペースに Wi-Fi スポットを設置し、住民の携帯電話を接続可能な状態にする。
- ・設置した機器等の使用方法及び接続方法を施設運営スタッフ及び住民に周知する。

（2）通信事業者による展示

- ・展示ブースを設け、各社の防災対策について周知する。

6. 参加機関

株式会社NTTドコモビジネスソリューションズ株式会社、NTT東日本株式会社、株式会社ドコモCS東北、KDDI株式会社、東通村、青森県

令和7年度青森県原子力防災訓練（船舶による住民搬送訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

自家用車避難ができない方々や陸路が使えない場合を想定し、大湊港から海上自衛隊及び海上保安庁の船舶を用いた住民の海路避難を実施することにより、関係機関との連携強化や、手順等の確認を行う。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 09:00～10:00

3. 実施場所

大湊港

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害の発生により放射性物質が放出され、空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に国から一時移転指示が発令された。

住民の一部は、大湊港から海上自衛隊及び海上保安庁の船舶を用いた海路避難を実施することとなった。

5. 訓練項目

大湊港から海上自衛隊及び海上保安庁の船舶を用いた住民の海路避難を実施する。
(なお、着地は模擬とし、湾内航行を予定)

6. 参加機関

海上自衛隊大湊地区隊、海上保安庁青森海上保安部、むつ市、東通村、地域住民（東通村民、むつ市民、青森大学むつキャンパス）、公益社団法人青森県バス協会、青森県

令和7年度青森県原子力防災訓練（物資搬送・受入訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

放射性物質による汚染が確認された地域において、住民等が屋内退避を継続するために必要となる物資の搬送・受入に係る手順を確認する。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 10:10～10:30

3. 実施場所

老部地区放射線防護対策施設（PAZ内の避難行動要支援者の屋内退避施設）

4. 訓練想定

全面緊急事態に至った後、東通原子力発電所から放射性物資が放出された状況下で、避難により健康リスクが高まる住民及び支援者は、避難手段の調達が完了されるまでの間、放射線防護対策施設における屋内退避を継続することとなった。

備蓄食料等の物資の不足が見込まれるため、国からの指示に基づき、陸上自衛隊が物資搬送を行うこととなった。

5. 訓練項目

（1）陸上自衛隊による救援物資の搬送

- ・陸上自衛隊は、防護服を着装し、老部地域放射線防護対策施設に救援物資を搬送する。
- ・目的地に到着し、安全確認後、東通村職員等に物資の引き渡しを行う。

（2）東通村職員等による救援物資の受入れ、防護服の着脱及び放射性物質による汚染検査

- ・東通村職員等は、防護服を着装し、陸上自衛隊から救援物資を受け取り、表面汚染測定用サーベイメータで救援物資の表面を測定し、放射性物質による著しい汚染がないことを確認した上で受け入れる。
- ・救援物資の受入エリアの汚染確認及び簡易除染を実施した後、防護服を脱衣し、作業に当たった職員等の汚染確認及び簡易除染を行う。

6. 参加機関

陸上自衛隊第9師団、東通村、地域住民、青森県

令和7年度青森県原子力防災訓練（避難退域時検査・簡易除染訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

- ・ 避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤緊急配布、救護所の運営手順の確認
- ・ 資機材の展開及び撤収手順の確認
- ・ 要員の技術習得
- ・ 参加住民への避難退域時検査等に係る理解促進

2. 実施日

令和7年11月13日（木） 8：30～13：00

3. 実施場所

野辺地町運動公園内（青森県上北郡野辺地町字松ノ木）

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害により放射性物質が放出され、空間放射線量率計においてO I L 2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

原子力災害対策本部は、避難退域時検査・簡易除染場所として野辺地町運動公園の活用が可能であると判断したことから、県は野辺地町運動公園に避難退域時検査・簡易除染場所を開設することとし、資機材搬送手段の確保及び要員の派遣について県災害対策本部を通じて関係機関に依頼した。また、警察（野辺地警察署）が同検査に係る交通誘導を実施することとなった。

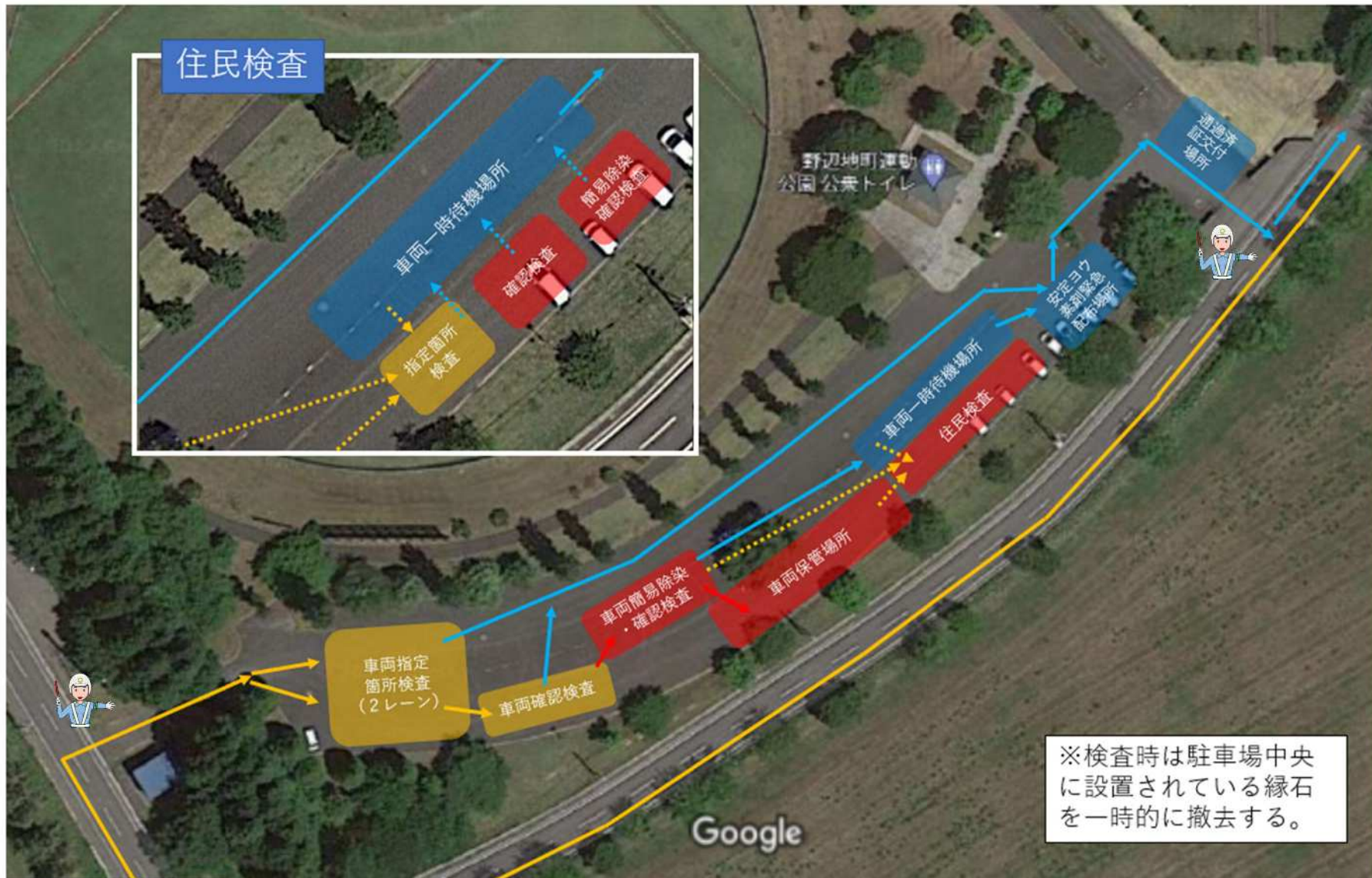
5. 訓練項目

- (1) 避難退域時検査会場設営及び運営
- (2) 安定ヨウ素剤緊急配布
- (3) 救護所の設置及び運営
- (4) 汚染物品の保管管理
- (5) 避難退域時検査会場からの撤収
- (6) 避難退域時検査に係る交通誘導

6. 参加機関

野辺地町、地域住民、国立大学法人弘前大学、公益社団法人青森県診療放射線技師会、東北電力株式会社、日本原燃株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、公益社団法人青森県トラック協会、公益社団法人青森県バス協会、一般社団法人青森県タクシー協会、日本赤十字社青森県支部、株式会社千代田テクノル、青森県警察（野辺地警察署）、青森県

野辺地町運動公園



令和7年青森県原子力防災訓練（オフサイトセンター参集・立上訓練）実施要綱

1. 訓練目的

原子力災害時に緊急応急対策及び情報共有の現地拠点となるオフサイトセンターについて、要員参集体制や通信状況の確認を行い、原子力災害初動期（警戒事態及び施設敷地緊急事態）における体制を確認する。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 13:00～15:00

3. 実施場所

東通オフサイトセンター

4. 訓練想定

施設敷地緊急事態発生に伴う機能班要員への参集要請が行われ、運営の中核となる国要員が到着するまでの状況を模擬することとする。また、オフサイトセンター立ち上げ要員及び国職員により、出入管理マニュアル及び東通オフサイトセンター運営要領に基づき、以下の対応がなされているものとする。

- ・正面玄関の施錠による関係者以外の立ち入りの制限
- ・統合原子力防災ネットワークの国管理分の立ち上げ

5. 訓練項目

- (1) OFC参集要員への一斉通報システムによる参集要請
- (2) オフサイトセンター参集要員の受付
- (3) オフサイトセンター内の県及び市町村ブースの通信機器の立ち上げ
- (4) 統合原子力防災ネットワークの機器状況のとりまとめ及び原子力防災システム（NISS）による各種情報の収集・報告
- (5) 放射性物質放出に備えた建屋の陽圧化装置の起動
- (6) 自衛隊用通信機器の設置・運用

6. 参加機関

原子力規制事務所、東北電力株式会社、青森県、東通村、むつ市、六ヶ所村、横浜町、野辺地町、東北発電工業株式会社、陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地区隊
(オフサイトセンター参集機関を想定)

令和7年度原子力防災訓練（緊急時モニタリング訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害時における緊急時モニタリングの実施体制の確立及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 10:00～15:00

3. 訓練場所

青森県原子力センターほか

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において全面緊急事態が発生し、発電所周辺地域に放射性物質の影響が及んだことから、緊急時モニタリングを実施するものである。

5. 訓練項目

(1) 防護服の着脱訓練

屋外活動中の放射性物質による汚染防止及び汚染の拡大防止に配慮し、防護服等の着用及び脱衣を行う。

(2) 空間放射線量率の測定訓練

固定観測局やモニタリングカーなどにより空間放射線量率の測定を行い、オフサイトセンターに設置される緊急時モニタリングセンター（情報収集管理グループ等）と連携し測定結果の妥当性確認を行う。

(3) 環境試料の採取・分析訓練

環境試料（土壌等）の採取及び分析を行い、オフサイトセンターに設置される緊急時モニタリングセンター（情報収集管理グループ等）と連携し分析結果の妥当性確認を行う。

(4) モニタリング要員の汚染検査・除染訓練

屋外活動から帰還した要員の放射性物質による汚染状況を検査し、必要に応じ除染を行う。

(5) 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整訓練

緊急時モニタリングセンター（企画調整グループ等）と連携し、緊急時モニタリングの実施状況等の共有及び今後実施する現地活動の内容を調整する。

6. 参加機関

原子力規制庁、公益財団法人環境科学技術研究所、公益財団法人日本海洋科学振興財団、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター、青森県（環境政策課、エネルギー・脱炭素政策課、資源循環推進課、自然保護課、原子力立地対策課、青森環境管理事務所、弘前環境管理事務所、八戸環境管理事務所、むつ環境管理事務所、原子力センター）

令和7年度青森県原子力防災訓練（傷病者等搬送訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

放射性物質による汚染が確認されている地域内の放射線防護対策施設等から、傷病者（放射性物質による汚染なし）及び支援者を原子力災害医療協力機関等へ搬送する際の対応の検証を行う。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 09:45～10:10

3. 実施場所

老部地区放射線防護対策施設（PAZ内の避難行動要支援者の屋内退避施設）

4. 訓練想定

施設敷地緊急事態以降、避難により健康リスクが高まる住民及び支援者は、避難手段及び搬送先の調整が完了するまで放射線防護対策施設において屋内退避を実施しており、放射性物資が放出された状況においても一部の住民が同施設内で屋内退避を継続している。

屋内退避を継続している住民について、体調不良者（放射性物質による汚染なし）が発生したことから、医療機関に救急搬送が行われることとなった。

5. 訓練項目

（1）搬送用車両の養生

- ・救急隊員は、出動前に、搬送用車両の車内汚染防止措置（養生）を実施する。

（2）傷病者（放射性物質による汚染なし）の原子力災害医療協力機関への搬送（開始まで）

- ・東通村職員等は、救急隊員への傷病者の引き渡しに備え、防護服を着装し、救急車の誘導及び傷病者の引き渡しを行う。
- ・救急隊員は、放射線防護対策施設内への放射性物質の流入及び傷病者の搬送中の汚染に留意して、傷病者を救急車に移動し、原子力災害医療協力機関に向け搬送を行う（開始まで）。
- ・東通村職員等は、施設入口付近の汚染確認及び簡易除染を実施した後、防護服を脱衣し、作業に当たった職員等の汚染確認及び簡易除染を行う。（「物資搬送・受入訓練」における訓練項目と兼ねる。）

6. 参加機関

下北地域広域行政事務組合消防本部・東通消防署、北部上北広域事務組合消防本部、東通村、地域住民、青森県

